

令和2年度以降

宮川水系 砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局

三重河川国道事務所

令和2年度以降 宮川水系砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	宮川	0.0k	11.6k	11.60km	
支川	五十鈴川	0.0k	3.2k	3.20km	
支川	勢田川	0.0k	6.1k	6.10km	
支川	大湊川	0.0k	1.7k	1.70km	
	計			22.60km	

2. 規制計画の方針

- (a) 宮川の河道は比較的安定しているが、基礎高不足の橋梁があるため整備計画河床より低下がみられる区間や連続する橋梁の保安区域を包括する区間は禁止区域とする。ただし、出水等により堆砂が進行した場合は、掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取を許可していく。
- (b) 五十鈴川は港湾区域に隣接し、船舶等の係留が多くあり、河川延長も短いため全川禁止区域とする。
- (c) 勢田川は橋梁、樋管等の構造物が点在し、保安距離に包括されるため全川禁止区域とする。
- (d) 大湊川は現況河床が低く川幅が狭小であるため、全川禁止区域とする。
- (e) 河床低下傾向を示していない区間は、出水等による堆砂が想定されることから掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取可能区間とし、堆砂状況を確認した上で採取を許可する。
- (f) 砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は一連区間において平均河床高(H28測量)を包絡した線を基本とする。

平均河床高が整備計画河床より低い場合は、整備計画河床高を掘削基準高とする。

掘削勾配 1:3

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	宮川	3.8k	5.6k	1.54km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		5.6k	6.6k	1.00km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		6.6k	7.2k	0.43km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		8.6k	9.4k	0.57km	最深河床は整備計画河床より低く、河床低下しているため。
		10.2k	11.0k	0.52km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
支川	五十鈴川	0.0k	3.2k	3.20km	港湾区域が隣接し、船舶等の係留が多くあるため。
支川	勢田川	0.0k	6.1k	6.10km	橋梁や涵管等の構造物が多数点在しているため。
支川	大湊川	0.0k	1.7k	1.70km	川幅が狭小で構造物への影響が懸念されるため。
	計			15.06km	

※禁止区域内に異常堆積した土砂等により流下能力が不足している場合等に限り、河川管理及び河川景観等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2) 保安区域

全面禁止の勢田川、五十鈴川及び大湊川を除く宮川の保安距離は次のとおり。

橋梁(鉄道) 上下流 500m

橋梁(一般) 上下流 200m

計画低水路法線及び現況護岸 30m

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量(千m3)	採取可能量(千m3)	摘 要
幹川	宮川	0.0k	3.8k	3.95km	944	944	
		5.6k	5.6k	0.11km			
		6.6k	6.6k	0.14km			
		7.2k	8.6k	1.55km			
		9.4k	10.2k	1.04km			
		11.0k	11.6k	0.75km			
	計			7.54km	944	944	

6. 年次計画

令和2年度～令和6年度の5箇年計画とする。

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m ³)															計		
			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	起 点	終 点	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量
宮川	0.0k 5.6k 6.6k 7.2k 9.4k 11.0k	3.8k 5.6k 6.6k 8.6k 10.2k 11.6k	189	189	—	189	189	—	189	189	—	189	189	—	188	188	—	944	944	—
計			189	189	—	189	189	—	189	189	—	189	189	—	188	188	—	944	944	—

7. その他

規制区域内においては、自然環境等を保護、保全するための法令等の規制、制限の設定されている区間あり、砂利採取許可にあたってはあらかじめ、河川整備計画・河川環境管理基本計画等を考慮し、河川の優れた自然環境の維持保全を図るものとする。

宮川 規制区域図

禁止区域	掘削を禁止する区域
規制区域	掘削を規制する区域 (保安対象施設のある区域含む)

